

令和2年4月24日

## 指定旧供給地点の指定解除について

中国経済産業局から、伊藤忠エネクスホームライフ西日本株式会社（法人番号 3240001017355）の高屋東第2ニュータウンについての、指定旧供給地点の指定解除に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第36条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、指定を解除することに異存はありませんので、別紙のとおり中国経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙)

官 印 省 略  
20200318 中国第 20 号  
令和 2 年 4 月 2 4 日

中国経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について (回答)

令和 2 年 3 月 1 2 日付け 20200303 中国第 4 号 により、貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点の指定解除について、指定を解除することに異存はありません。